

更に彼の銘振りについて論ずるに字態にかなりの変化があり、どの字態が何代であるか分明でない。頗んどの名が中心穴の右に丹州住定正と五字に切るも字態にかなり変化がある。時々中心穴の右に丹州住左に定正と切る物がある。之は少く共一番好く見掛ける定正銘の物と字態が異なるし同一人とは考えられない。鐸觀照記に流れに鑑透鐵鐸に右に丹州住左に定正作と切る物がある。之は定正としては珍らしく京正阿弥等に好くある図柄であるが銘振りが異風であり此の外に定正作と作銘のある物を見掛けないので好くある定正銘の物とは別人と考えたい。

定正の銘の字態であるが一番好く見掛ける字態は前述の如く中心穴の右に丹州住定正と切るものにて、特に定の字に特色があり、定の字が定と下部の人の第二画が第一画を突抜け其の尖端がウ冠の第二画と接続するか、若しくは非常に近接している。此の手の銘が最も普遍的であるが、之が果して初代市郎右衛門であるか否か分明でない。然しながら此の手の銘の作が歴代の定正の代表的な物である事は疑うべくもない。又此の定正は影透しの大模様の多い事も特徴である。其の地銘振りの稚拙な物もあるが、其の作柄よりして必ずしも後銘とは考え難い物があり、寧ろ此の方に時代を上げて考えて好い物がある。

右件名田畠等者、本主号命跡延真末守
寺性智法師龜熊丸依殺害之事、寺中被追放之時、當名田畠等一旦政所ニ被召置之處、彼帶号名讓狀、為閔東及條々上訴之間、如本可相計之旨被仰下
之上者、早至干瀧命跡名田畠等以下者、任

春日部村瀧命跡延力
兩名田畠以下事

本名主号命相傳讓狀旨、子息鶴丸所宛賜之者、為當知行有限御年貢以下恒例臨時御公事、任先例無懈怠可致其沙汰者也、仍沙汰人百姓等宜承知勿違失、故所宛行之狀如件

永仁七年四月十八日
郷政所西浦左衛門（花押）
地頭政所□□□（花押）

丹後の中世文書 (三)

中嶋利雄

ゆつりわたすすゑもり名
田畠桑さいき等の事

合式反小四十步内 公田三百四十歩付番頭
ひこ太郎所

一田

一反 八斗代 やまくち 一反大 とりいのも

と 一反斗 内 代 いねくち

一反九 八斗五升代 こ田 二反 おうつぼ一反

六十步 中谷 しんてん のそく
以上八反六十步 私田定

一 くわ とう五郎はたけより下みちの上
下をかけて、うるしかもりのくわ、し
ものきれ、やしきまでに、にしあらた、
うほうおなしきはたけ、なかいたに、
きたのつらはたけ、しんすけつくり事
なかいたに、たにをのほり、みちのし
たまでに、



たけもと名つほつけの事
「」のきあらは三人中のかたミにミはな
つへからす
一人分 とうなとの方へ
田 石代 二反 なかミその上下 とうないつくり
田 石代 一反 たかやまゑ 反 かきのきの
田 石代 一人分 公文との方へ
田 石代 二反 のはし 方へ
田 石代 二反 ちうとのまゑ 反 にしのつら
田 反 上そい
田 反 ちうまゑ
三人御中に一人別にあて分
くわんハ三人御中 て御わけ候
貞治四年十二月五日
いさゝかの京上夫
はわき 夫 ハレや
カ またるへし

たけもと名つほつけの事
「」のきあらは三人中のかたミにミはな
つへからす
一人分 とうなとの方へ
田 石代 二反 なかミその上下 とうないつくり
田 石代 一反 たかやまゑ 反 かきのきの
田 石代 一人分 公文との方へ
田 石代 二反 のはし 方へ
田 石代 二反 ちうとのまゑ 反 にしのつら
田 反 上そい
田 反 ちうまゑ
三人御中に一人別にあて分
くわんハ三人御中 て御わけ候
貞治四年十二月五日
いさゝかの京上夫
はわき 夫 ハレや
カ またるへし

守清名田畠つぼつけちうもん

永退之壳渡申田畠桑等之事

合九斗代小同あさまき一升三合まき

末守名内田の在所こいねくち、同あさま

き在所中道の下畠、今谷壱反同桑共ニ

右件之田畠桑等ハ安岡の右近の方より十年の

かきりにて、代壱貫文ニ本錢返ニ買候処ニ、

十ヶ年過候てなかれ候間、かみあすかの道教

しん退たるによつて代之錢壱貫伍百文

永退之壳西尾寺西方寺の方へ、本文書安岡右近買けん

共ニ二つう相そへ候て渡申候上者、煩あるま

しく候、若何方にも中物候ハ、十ヶ年之

内ニ候ハ、かみあすかの兵衛みちやり可申候

隋而御年貢けん米三升絹代四十文、地子わた

一両御沙汰、あるへく候、其外万雜公事ある

へく候、猶々彼田畠ニつき候て主と申物候ハ

公方の御沙汰して罪過あるへく候、

仍売けんの状如件

応永廿七年十月廿日

同子息兵衛(略花押)

売主かみやすか道教(略花押)

庚子 開正月廿九日

妙了(花押)

政所 西浦氏(花押)

此外壱反小 さかいにあり

一 はたけ 一反、うるしかもりのはたけ
おくはたけ 三分二 とてのむかい
しものきれ い子の したはたけ
三分二 とてのむかい
い子の したはたけ
一 けん米一石武斗六升一合二タ、御きぬ
三しやう一寸
いと四りやう、わた三りやう 藏人定
此内ニさかてわた給べく候
右このゆつり状ニまかせたりやうせらるへ
く候仍為後日状如件
元享三年 ミつのとい
七七月廿三日 沙弥明忍 在判

譲渡未守斗名内田畠桑事
合左 乙法師所へ 主 久太郎(花押)
一 田 斗 公代 ナヘタニ口
一 桑 のをりをの大谷滝下 ミのせかの
の口桑
藤畠 イナタニ
一 見米 陸升捌合 御絹壱 尺 挑寸錢七文
件 右この状ニまかせてりやうちすへし仍状如
(政所西浦左衛門)

未守名田佃司 分 加定ニ丁ニ反三百十歩内
公田四反ゆつりしやうの事
合 孫太郎(花押)
四反内 もりのむかへ 反こたほ□りの
下 ひとこし 二反小 大坪北田
反 田所町田 大 東あらた 真 王作
以上一丁内公田四反
政所 西浦左衛門(花押)
本所当十九石五斗七升八合
文永五年七月七日
政所殿御□定
佃立用此内二斗 亀山
六斗一升 亀山
九斗九升三合一タ公田八反百六十分
此□一斗三升二合
残米十五石九斗七升四合七タ
正作二石除定
孫太郎(花押)
重作

右末守名六分一田畠山野等者為重代相傳之地、經數代于今當知行無相違之處也、爰弥八
入道西法以員外非分之身、無故懸聖久之知行
分六分一目、構無窮浮言奉掠上聞、可給別之
由有其聞、而以何由緒可望申哉、
祖父親父以來令全知行御年貢御公事等、干今
令懈怠無之、就中聖久之親父死去之刻、彼西
法持孝養由事無跡形浮言也、而以神官祝之号、
終不及詞之訪增持孝養事不依思者哉、偽訴造
意之企、宜足御遠者哉、然早若及御不審
者、當村古老御百姓等有御尋之時、不可有其
隱者之、頗被急速御沙汰、被停止西法作
沙汰、於聖久者可全當知行由為蒙御成敗、仍
粗目安言上如件
文和三年七月 日

政所西浦權守
(花押)

丹後國志樂庄春日部村未守名内
六分一名主聖久事

副進

六通 御下文併譲状案

目安

うり申末守名麻畠事

合麻畠式升者

右件麻まきハ用、有ニ仍八百文ニ永代うりわ
たし申処実也、但彼はたけハすへもり名の内
ぬき地に□候、在所すべもりの分二升まき

おほんしゆ

權

聖

坊

証

秀

（花押）

共、本もんしよあいそへ候て永代うり申候候
上ハ、いさゝかいらんわつらいを申ましく候、
もし天下一同の御とくせい物念候とも、か

の下地におきてハ、一言子細を申ましく候、
仍うりけんの状如件

永享三年五月廿五日

（花押）

うりぬし

權

聖

坊

* * 例会だより *

▽一月三十日 西公民館

尤氏。

「大内郷吉田庄の位置について」岡野
京都府郷土史研究連絡協議会機関誌へ
の投稿依頼の件——寄稿しない事に決定

▽三月二十七日 西公民館

「丹州住定正について」高田 守氏

「舞鶴市史編さんについて」

吉田美昌氏

なお舞鶴市は五月一日付けて、市史編さ
ん委員に、立道団造、井上金次郎、池田
儀一郎、真下八雄、小川高の五氏を委嘱
した。

という、斬新な視点に立って論考されたもの
で、本研究会では最初の通史的な問題提起で
あるが、今後これが緻密で実証的な研究によ
つて肉付けされることを期待したい。

中嶋氏には三回（両丹地方史第十二号を含
む）にわたって、舞鶴の貴重な中世史料であ
る「西浦文書」を解説し掲載していただいた。
在地史料と莊園領主たる貴族・社寺の所蔵文
書中の関係史料とを合わせて「舞鶴中世文書
集」ができれば、遅々たる当地方の中世史研
究に大きく貢献するだろう。

市制施行三十周年（昭和四十八年）記念事
業の一つとして、「舞鶴市史」が編さんされ
ることになった。この事業は、ただ少数の委
員にのみまかされるものではなく、各種研究サ
ークルが協力するのは勿論、広く市民、諸団
体が過去の歩みを回顧、記録して、それらを

編さんに反映させてゆく全市民的運動にまで
昂める必要がある。かくしてこそ舞鶴市の課
題に答える有意義な市史が完成されよう。

（真下八雄 記）

◎ 編集後記 ◎

岡野氏の論文は、古代から近世に至る主と
して耕地面積の変遷より加佐郡勢を推察する

